

赤字は変更箇所


【別表】千葉市グリーン購入推進物品等(令和3年度)(一覧)

※ 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」は全庁フォルダの環境保全課ファイル内に掲載しています。

※ 基準を『国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること』としているもので、今年度、その基準等に変更があったものについては、「※R3基準等の見直しあり」のように記載しています。

※ 対応している主な環境ラベルについて
各カタログ会社で表示している、グリーン購入法適合と記載されているマークはグリーン購入適合商品です。
各カタログ会社で表示している、GPN(エコねっと掲載)と記載されているマークはグリーン購入適合商品でない場合があります。


A 紙類・印刷物

番号	品目	基準	調達目標	参考となる 主な環境ラベル
A-1	コピー用紙(大型機・カラー機用を除く)	総合評価値80以上	調達を推進する	
A-2	フォーム用紙(白色)、大型機用コピー用紙	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
A-3	インクジェットカラープリンター用塗工紙(大型機用を除く)	古紙パルプ配合率70%以上		
A-4	カラー用紙(色付財務用紙・画用紙等)	総合評価値が可能な限り高いものであること		
A-5	罫紙	古紙パルプ配合率70%以上		
A-6	ノート	古紙パルプ配合率70%以上		
A-7	封筒(クラフト)	製作するものを含む 古紙パルプ配合率40%以上		
A-8	封筒(白・色付)	製作するものを含む 古紙パルプ配合率40%以上		
A-9	窓付封筒	製作するものを含む 古紙パルプ配合率40%以上で、窓部分にグラシン紙を使用していること(分別せずにリサイクルできる旨の表示に努めること)		
A-10	報告書	委託業務等の成果品として提出させるものに限る 古紙パルプ配合率70%以上		
A-11	パンフレット	印刷制作するものに限る 古紙パルプ配合率70%以上		
A-12	ポスター	印刷制作するものに限る 古紙パルプ配合率70%以上		
A-13	広報紙	印刷制作するものに限る 古紙パルプ配合率70%以上		
A-14	各種証明書類	印刷製作するものを含む 古紙パルプ配合率70%以上(法令等で紙質が定められている場合を除く)		
A-15	伝票、帳票類	印刷製作するものを含む 古紙パルプ配合率70%以上(ノーカーボン、バックカーボン、OCR用紙を除く)		
A-16	伝票、帳票類(色付)	印刷製作するものを含む 古紙パルプ配合率70%以上(ノーカーボン、バックカーボン、OCR用紙を除く)		
A-17	ラベルシート、タックシール	剥離紙に樹脂ラミネート加工をしていないこと、主要材料が紙の場合にあっては古紙パルプの重量が全体重量の70%以上であること		



- ※ 印刷物等には、適切な「再生紙使用マーク(Rマーク)」を表示するよう努めること。
- ※ オフセット印刷の際は、植物油が含有されたインキ(大豆インキ等)の使用に努めること。
- ※ 印刷物には古紙再生の阻害要因となる材料(ホットメルト接着剤・プラスチック類・布類、不織布・合成紙)を使用しないよう努めること。ただし、やむを得ず阻害要因となる材料を使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。
- ※ バージンパルプが原料として使用される場合、間伐材・端材等の再生資源や持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されているものを使用するよう努めること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること(これらの確認方法は、国の判断の基準(備考8)に準拠する。)

B 文具

番号	品 目	基 準	調達目標	参考となる 主な環境ラベル
B-1	マーキングペン(マジックインク・蛍光ペン・ホワイトボード用マーカー)	軸部、キャップ共に再生材を使用していること又は詰替えが可能なこと	100%	
B-2	サインペン、筆ペン	軸部、キャップ共に再生材を使用していること又は詰替えが可能なこと		
B-3	ボールペン	軸部、キャップ共に再生材を使用していること、かつ、詰替えが可能なこと		
B-4	鉛筆	軸部に再生材又は端材を使用していること		
B-5	シャープペンシル	軸部に再生材を使用していること		
B-6	シャープペンシル替芯	容器に再生材を使用していること		
B-7	消しゴム	非塩化ビニール系ゴムを使用していること、巻紙に再生紙を使用していること		
B-8	スタンプ台	本体に再生材を使用していること又は液の補充が可能なこと		
B-9	朱肉	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが全体重量比で60%以上使用されていること(消耗部分を除く)又は液の補充が可能なこと		
B-10	回転ゴム印	金属を除く主要部分に再生材を使用していること		
B-11	カードケース	再生材を使用していること又は環境負荷の少ない素材(オレフィン系樹脂等)を使用していること		
B-12	綴りひも	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上使用されていること		
B-13	固形のり	容器に再生材を使用していること又は詰替えが可能なこと		
B-14	液体のり	容器に再生材を使用していること又は詰替えが可能なこと		
B-15	テープのり	消耗品が交換できること、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること		
B-16	綴込表紙	芯材の古紙パルプ配合率が50%以上であること		
B-17	粘着テープ(布)	再生材を使用していること、巻芯の古紙パルプ配合率が50%以上であること		
B-18	粘着テープ(紙)	再生処理が可能なこと、本体の古紙パルプ配合率が40%以上及び巻芯の古紙パルプ配合率が50%以上であること		
B-19	セロハンテープ	巻芯の古紙パルプ配合率50%以上であること		
B-20	両面粘着紙テープ	本体の古紙パルプ配合率が40%以上及び巻芯の古紙パルプ配合率が50%以上であること		
B-21	製本テープ	剥離紙の古紙パルプ配合率が50%以上であること		
B-22	ステープラー(ホッチキス)	本体に再生材を使用していること又は分別廃棄が可能なこと		
B-23	リムーバー	本体に再生材を使用していること		
B-24	カッターナイフ	金属を除く主要部分に再生材を使用していること		
B-25	直定規	金属製でないものは、本体に再生材を使用していること		
B-26	修正液・ペン	本体に再生材を使用していること		
B-27	修正テープ	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが全体重量比で60%以上使用されていること(消耗部分を除く)又は詰替が可能なこと		
B-28	決裁板(用箋挟)	芯材の古紙パルプ配合率が50%以上であること又は再生材を使用していること又は分別廃棄が可能なこと		
B-29	連発クリップ(本体)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが全体重量比で60%以上使用されていること(消耗部分を除く)		
B-30	はさみ	柄が樹脂製のものは、再生材を使用していること又は分別廃棄が可能なこと		



番号	品 目	基 準	調達目標	参考となる 主な環境ラベル
B-31	フラットファイル	古紙パルプ配合率が50%以上で分別廃棄が可能なこと	100%	
B-32	クリアーファイル(ブック)	再生材を使用していること、詰替式の場合は分別廃棄が可能なこと		
B-33	パイプ式ファイル	表紙が下記の何れかであり、とじ具の分別廃棄が容易なこと (1)古紙パルプ配合率70%以上 (2)再生材を使用していること (3)長寿命化を目的とした素材を使用していること		
B-34	リングファイル			
B-35	パンチレスファイル			
B-36	データファイル	古紙パルプ配合率70%以上又は長寿命化を目的とした素材を使用していること、分別廃棄が可能なこと		
B-37	ボックスファイル	古紙パルプ配合率70%以上又は環境負荷の少ない素材を使用していること		
B-38	文書保存箱	古紙パルプ配合率50%以上		
B-39	個別フォルダー	古紙パルプ配合率70%以上		
B-40	クリアーホルダー	再生材を使用していること又は環境負荷の少ない素材(オレフィン系樹脂等)を使用していること		
B-41	工事用アルバム	古紙パルプ配合率50%以上		
B-42	デスクマット	環境負荷の少ない素材(オレフィン系樹脂等)を使用していること		
B-43	カッティングマット	環境負荷の少ない素材(オレフィン系樹脂等)を使用していること		
B-44	インデックス、パンチラベル	古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上(粘着部分を除く)、ラミネート加工がされていないこと		
B-45	付箋紙	古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上(粘着部分を除く)		
B-46	手提げ袋(紙製)	古紙パルプ配合率30%以上		
B-47	マグネット	磁石、金属を除く部分に再生材又は環境負荷の少ない素材(オレフィン系樹脂等)を使用していること		
B-48	ブックスタンド、ブックエンド	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが全体重量比で60%以上使用されていること(消耗部分を除く)		
B-49	OAクリーナー	容器に再生材を使用している場合には、製品全体重量の70%以上使用されていること又は詰替が可能なこと		
B-50	メディアケース(BD、CD、DVD用のもの)	ケースが下記のいずれかであること (1) 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックを製品全体重量の70%以上使用していること (2) スリムタイプ又は集合タイプであること (3) 植物を原料とするプラスチックが使用されていること		
B-51	マウスパッド	再生材を使用していること		
B-52	OHPフィルム	再生材を使用していること		
B-53	カード立て(机上名札)	再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること		
B-54	名札(衣服取付型・首下げ型)	再生材を使用していること又は環境負荷の少ない素材(オレフィン系樹脂等)を使用していること		
B-55	レターケース	金属を除く主要部分に再生材を使用していること		
B-56	パンチ(手動のもの)	金属を除く主要部分に再生材を使用していること		
B-57	黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ	背板部分に再生材を使用していること		
B-58	ごみ箱	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが全体重量比で60%以上使用されていること(消耗部分を除く)。		
B-59	テープカッター	本体に再生材を使用していること		



番号	品目	基準	調達目標	参考となる 主な環境ラベル
B-60	OAフィルター	本体枠に再生材を使用していること	100%	
B-61	ダストブローワー	フロン類が使用されていないこと。		
B-62	チョーク	再生材を全体重量比で10%以上使用していること		
B-63	グラウンド用白線	再生材を全体重量比で70%以上使用していること		
B-64	梱包用バンド	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率が100%であること。 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが全体重量比で25%以上使用されていること		



- ※ メディアケースには、メディアそのものも購入した場合も含む。
- ※ パージンパルプが原料として使用される場合、間伐材・端材等の再生資源や持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されているものを使用するよう努めること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること(これらの確認方法は、国の判断の基準(備考8)に準拠する。)
- ※ 使用する再生材においては、古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いもの又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものであること。
- ※ 材料に木質が含まれる場合は、間伐材、端材等の再生資源であること又は原木の伐採に当たって原木の生産地における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。

C 被服等





番号	品目	基準	調達目標	参考となる 主な環境ラベル
C-1	技術服(夏服・冬服上下)	(1) ポリエステル繊維を使用した製品については、その使用量の10%以上が再生PET樹脂から得られるポリエステルであること又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が重量比で25%以上使用されていること (2) 植物を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたものの繊維部分全体重量比で25%以上使用されていることかつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること	100%	
C-2	作業服(夏服・冬服上下)	(3) 植物を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること並びに製品使用後に回収及び再使用又は再利用のためのシステムがあること (4) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること		
C-3	作業用手袋	ポリエステル繊維を使用した製品については、製品全体重量の50%以上が再生材であること		
C-4	靴	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		

- ※ 使用量の全体量には、再生材でない付属品(ボタン・ファスナ・縫糸等)及び手袋の滑り止め塗布加工部分は除く。

D 消火器、衛生製品



番号	品目	基準	調達目標	参考となる 主な環境ラベル
D-1	消火器	粉末(ABC)消火器で、点検の際に消火薬剤の詰め替えをする製品については、消火薬剤の重量比の40%以上が再生材料であること また、製品の回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること	100%	
D-2	石けん(手洗い用)	廃油又は動植物油脂を原料としていること (病院や食堂等、衛生基準を設けている施設はこの限りではない)	調達を 推進する	
D-3	トイレトペーパー	古紙パルプ配合率100%であること	100%	
D-4	ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率100%であること		

E 寝具・インテリア

番号	品目	基準	調達目標	参考となる主な環境ラベル						
E-1	毛布	次のいずれかの要件を満たすこと (1) ポリエステル繊維を使用した製品については、その使用量の10%以上が再生材であること (2) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上使用されていること	100%	   						
E-2	ふとん	次のいずれかの要件を満たすこと (1) 側地又は中わたにポリエステル繊維を使用した製品については、その使用量の10%以上が再生材であること (2) 使用済み布団の詰物を適正に洗浄・殺菌等を行った詰め物を使用していること (3) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること								
E-3	カーテン	次のいずれかの要件を満たすこと (1) ポリエステル繊維を使用した製品については、その使用量の10%以上が再生材であること (2) 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたものの繊維部分全体重量比で25%以上使用されていることかつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること (3) 植物を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること並びに製品使用後に回収及び再使用又は再利用のためのシステムがあること (4) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること								
E-4	カーペット	次のいずれかの要件を満たすこと (1) ポリエステル繊維を使用した製品については、その使用量の25%以上が再生材であること (2) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること								
E-5	ベッド	金属を除く主要部分に再生プラスチック(重量比で10%以上)、間伐材等を使用していること								
E-6	マットレス	次のいずれかの要件を満たすこと (1) ポリエステル繊維を使用した製品については、その使用量の25%以上が再生材であること (2) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること								
E-7	金属製ブラインド	日射反射率が下表に示された数値以上であること。 表 日射反射率の基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>明度L*値</th> <th>日射反射率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70.0以下</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>70.0超 80.0以下</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>80.0超</td> <td>60.0</td> </tr> </tbody> </table>			明度L*値	日射反射率(%)	70.0以下	40.0	70.0超 80.0以下	50.0
明度L*値	日射反射率(%)									
70.0以下	40.0									
70.0超 80.0以下	50.0									
80.0超	60.0									

※ 材料に木質が含まれる場合は、間伐材、端材等の再生資源であること又は原木の伐採に当たって原木の生産地における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること


F その他繊維製品

番号	品目	基準	調達目標	参考となる主な環境ラベル
F-1	集会用テント	次のいずれかの要件を満たすこと (1) ポリエステル繊維を使用した製品については、その使用量の10%以上が再生材であること (2) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上であること	100%	 
F-2	ブルーシート	ポリエチレン繊維を使用した製品については、その使用量の50%以上が再生材であること		
F-3	防球ネット	ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、以下のいずれかの要件を満たすこと (1) ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること (2) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること (3) ポリエチレン繊維を使用した製品については、その使用量の50%以上が再生材であること (4) 植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていることかつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること		
F-4	旗	ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、以下のいずれかの要件を満たすこと (1) ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること (2) 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上であること (3) 植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていることかつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること		
F-5	のぼり			
F-6	横断幕、懸垂幕			

番号	品目	基準	調達目標	参考となる主な環境ラベル
F-7	モップ	未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック等再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比25%以上使用されていること。リース、レンタル品も同様とする		

※ 材料に木質が含まれる場合は、間伐材、端材等の再生資源であること又は原木の伐採に当たって原木の生産地における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること





G オフィス家具等

番号	品目	基準	調達目標	参考となる主な環境ラベル
G-1	椅子(児童、生徒用を除く)	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること	100%	
G-2	折りたたみ椅子			
G-3	机、テーブル(児童、生徒用を除く)			
G-4	児童、生徒用椅子			
G-5	児童、生徒用机			
G-6	収納家具、書架類			
G-7	ローパーティション、(脚付)展示パネル			
G-8	黒板、ホワイトボード			
G-9	傘立て			
G-10	掛時計			



※ 材料に木質が含まれる場合は、間伐材、端材等の再生資源であること。又は、原木の伐採に当たって原木の生産地における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。

※ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とする(G-10は除く)。

H OA機器類



番号	品目	基準	調達目標	参考となる主な環境ラベル
H-1	コピー機(複合機含む)	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること ※R3基準等の見直しあり	100%	   
H-2	プリンタ(プリンタ複合機含む)	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること ※R3基準等の見直しあり		
H-3	ファクシミリ			
H-4	スキャナ			
H-5	電子計算機(パソコン含む)			
H-6	磁気ディスク装置			
H-7	トナーカートリッジ			
H-8	インクカートリッジ	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
H-9	電子式卓上計算機	使用電力の一部が太陽電池から供給され、再生プラスチックを使用していること		
H-10	プロジェクタ	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること ※R3基準等の見直しあり		
H-11	一次電池又は小形充電式電池	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		

I 家電製品・照明

番号	品目	基準	調達目標	参考となる主な環境ラベル
I-1	冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準(基準値2)」等を満たしていること	100%	 
I-2	エアコン	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準(基準値2)」等を満たしていること ※R3基準等の見直しあり		
I-3	電子レンジ	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
I-4	LED照明器具	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準(基準値2)」等を満たしていること		
I-5	蛍光管ランプ (40形直管蛍光ランプ)	高周波点灯専用形(Hf)、ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、定格寿命が10,000時間以上、平均演色評価数Raが80以上であること、又、水銀封入量は製品平均5mg以下であること		
I-6	電球形状のランプ	電球型LEDランプである場合は、定格寿命が30,000時間以上で、平均演色評価数Raが70以上であること		
I-7	テレビ	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること ※R3基準等の見直しあり		



※ I-6電球形状のランプについては、電球型蛍光ランプを電球型LEDランプに交換する場合は、ランプの使用条件、光源色やランプ効率、製品寿命等について比較検討の上、適切なランプを選択すること

J 災害備蓄用品



番号	品目	基準	調達目標	参考となる主な環境ラベル
J-1	災害備蓄用飲料水	賞味期限が5年以上で、製品の情報が確認できること	100%	 
J-2	アルファ化米	賞味期限が5年以上で、製品の情報が確認できること		
J-3	乾パン	賞味期限が5年以上で、製品の情報が確認できること		
J-4	レトルト食品	賞味期限が3年以上で、製品の情報が確認できること		
J-5	一次電池	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
J-6	非常用携帯燃料	品質保証期限が5年以上で、製品の情報が確認できること		
J-7	災害対策用毛布	ポリエステル繊維を使用した製品については、その使用量の10%以上が再生材であること		
J-8	保存パン	賞味期限が5年以上で、製品の情報が確認できること		
J-9	栄養調整食品	賞味期限が3年以上で、製品の情報が確認できること		
J-10	フリーズドライ商品	賞味期限が3年以上で、製品の情報が確認できること		
J-11	携帯発電機	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たしていること		
J-12	非常用携帯電源	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たしていること		

※ 本項の対象物品は、災害備蓄用品として調達するものに限る。

K 移動電話



番号	品目	基準	調達目標	参考となる主な環境ラベル
K-1	携帯電話	(1) 携帯電話又はPHSはア、イのいずれかであること ア 搭載機器・機能の簡素化がなされていること イ 機器本体を交換せず端末のアプリケーションがバージョンアップできるよう取組みがなされていること	100%	 
K-2	PHS	(2) 環境に配慮された設計がなされ公表されていること。特に、製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及び植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。		
K-3	スマートフォン	(3) 使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあり公表されていること		

L 自動車

番号	品目	基準	調達目標	参考となる 主な環境ラベル
L-1	乗用車	次世代自動車であること	調達を推進する	 
L-2	乗用車以外	下記の低公害車の何れかであること (1)次世代自動車 (2)九都県市指定低公害車		

- ※ **内燃機関を有する自動車**については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本計画」の「判断の基準」にある、当該自動車の燃料種及び車種に対応する**排出ガス基準に適合し、かつ、燃費基準値を満たすこと。**
- ※ 「次世代自動車」とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- ※ 「乗用車」は、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車面総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をい

M 設備

番号	品目	基準	調達目標	参考となる 主な環境ラベル
M-1	太陽光発電システム(公共・産業用)	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること ※R3基準等の見直しあり	調達を推進する	 
M-2	太陽熱利用システム(公共・産業用)	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること ※R3基準等の見直しあり		
M-3	燃料電池	燃料中の水素と空気中の酸素を結合させて、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出す設備であること		
M-4	生ごみ処理機	バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ごみの減容及び減量等を行う機器であること		
M-5	日射調整フィルム	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
M-6	テレワーク用ライセンス	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
M-7	Web会議システム	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		

N 公共工事(資材)

番号	品目	基準	調達目標	備考
【再生木質ボード】				
N-1	パーティクルボード	端材、廃材、間伐材等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること、居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.4mg/㎡以下であること	調達を推進する	
N-2	繊維板			
N-3	木質系セメント板			
N-4	木材・プラスチック再生複合材製品	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
【タイル】				
N-5	セラミックタイル	下記の再生材料を重量比で20%以上用いて、焼成しているものであり、土壌の環境汚染に係る環境基準の規定に従い、製品及び使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと 原料となるもの：碎石及び窯業廃土、無機珪砂(キラ)、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鑄物砂、陶磁器屑、石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム、廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑、都市ごみ焼却灰(熔融スラグ化されたもの)、下水道汚泥(焼却灰化または熔融スラグ化されたもの)、上水道汚泥、湖沼等の汚泥	調達を推進する	

【混合セメント】			
N-6	高炉セメント	30%を超える分量の高炉スラグを使用していること	調達を推進する
N-7	エコセメント	主原料として都市ごみ焼却灰、下水道汚泥等を使用していること	
【アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材】			
N-8	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材及び溶融スラグが含まれていること	調達を推進する
【コンクリート用スラグ骨材】			
N-9	溶融スラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂または砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる溶融スラグを使用した骨材であること	調達を推進する
※ 溶融スラグ骨材のうち「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)、「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)、「鋼スラグ骨材」については、JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材)、「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。			
【路盤材】			
N-10	鉄鋼スラグ混入路盤材	路盤材として、鉄鋼スラグを使用していること	調達を推進する
N-11	再生骨材等	コンクリート塊もしくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること	
※ 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)に適合する資材は、本基準を満たす。			
【小径丸太材】			
N-12	間伐材	間伐による木材であること	調達を推進する
【鉄鋼スラグ水和固化体】			
N-13	鉄鋼スラグブロック	転炉スラグ(銑鉄予備スラグを含む)又は電気炉酸化スラグを重量比50%以上使用していること、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること	調達を推進する
【舗装材】			
N-14	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	下記の再生材料を重量比で20%以上用いて、焼成しているものであり、土壌の環境汚染に係る環境基準の規定に従い、製品及び使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと 原料となるもの：採石及び窯業廃土、無機珪砂(キラ)、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鑄物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑、都市ごみ焼却灰(溶融スラグ化されたもの)、下水道汚泥(焼却灰化または溶融スラグ化されたもの)、上水道汚泥、湖沼等の汚泥	調達を推進する
【断熱材】			
N-15	断熱材	建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、フロン類が使用されていないこと。再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。	調達を推進する
【ビニル系床材】			
N-16	ビニル系床材	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。ただし、JISA5705(ビニル系床材)に規定する種別KSを除く	調達を推進する
【配管材】			
N-17	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	建物屋内外の排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が30%以上使用されていること	調達を推進する
【照明機器】			
N-18	照明制御システム	連続調光可能なHf蛍光灯器具、LED照明器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること	調達を推進する
【道路照明】			
N-19	LED道路照明	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること	調達を推進する
【中央分離帯ブロック】			
N-20	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	再生プラスチックが重量比70%以上使用されていること	調達を推進する
※ JIS A 9401(再生プラスチック製中央分離帯ブロック)に適合する資材は、本基準を満たす。			

【変圧器】																																
N-21	変圧器	<p>エネルギー消費効率率が下表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。ただし、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の回路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは含まれないものとする。</p> <p>(1) 絶縁材料としてガスを使用するもの (2) H種絶縁材料を使用するもの (3) スコット結線変圧器 (4) 3以上の巻線を有するもの (5) 柱上変圧器 (6) 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの (7) 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの (8) 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの (9) 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの (10) 風冷式又は水冷式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区 分</th> <th>基準エネルギー消費効率の算定式</th> </tr> <tr> <th>変圧器の種類</th> <th>相数</th> <th>定格周波数</th> <th>定格容量</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">油入変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td rowspan="2">50Hz</td> <td></td> <td>$E=11.2S^{0.732}$</td> </tr> <tr> <td>500kVA以下</td> <td>$E=16.6S^{0.696}$</td> </tr> <tr> <td>500kVA超</td> <td>$E=11.1S^{0.809}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">モールド変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td rowspan="2">50Hz</td> <td></td> <td>$E=16.9S^{0.674}$</td> </tr> <tr> <td>500kVA以下</td> <td>$E=23.9S^{0.659}$</td> </tr> <tr> <td>500kVA超</td> <td>$E=22.7S^{0.718}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※E 及び S は、次の数値を表すものとする E：基準エネルギー消費効率率(単位：W) S：定格容量(単位：kVA)</p>	区 分				基準エネルギー消費効率の算定式	変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量		油入変圧器	単相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$	500kVA以下	$E=16.6S^{0.696}$	500kVA超	$E=11.1S^{0.809}$	モールド変圧器	単相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$	500kVA以下	$E=23.9S^{0.659}$	500kVA超	$E=22.7S^{0.718}$	調達を推進する	
区 分				基準エネルギー消費効率の算定式																												
変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量																													
油入変圧器	単相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$																												
			500kVA以下	$E=16.6S^{0.696}$																												
	500kVA超	$E=11.1S^{0.809}$																														
モールド変圧器	単相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$																												
			500kVA以下	$E=23.9S^{0.659}$																												
	500kVA超	$E=22.7S^{0.718}$																														
【空調用機器】																																
N-22	吸収冷温水機	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること																														
N-23	氷蓄熱式空調機器	<p>氷蓄熱槽を有し、冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。冷房の成績係数が下表に示された区分の数値以上であること。ただし、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">氷蓄熱ユニット</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		成績係数	氷蓄熱ユニット		2.2	氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー		3.0	調達を推進する																				
区 分		成績係数																														
氷蓄熱ユニット		2.2																														
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー		3.0																														
N-24	ガスエンジンヒートポンプ式空調機	<p>冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、期間成績係数が下表に示された区分の数値以上であること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表 期間成績係数</th> <th>期間成績係数(APFP)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">冷房能力が28kW以上35.5kW未満</td> <td>1.22以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">冷房能力が35.5kW以上45kW未満</td> <td>1.37以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">冷房能力が45kW以上56kW未満</td> <td>1.59以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">冷房能力が56kW以上</td> <td>1.70以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本項の判断の基準の対象とするものは、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。 ※ 期間成績係数(APFP)の算出方法は、JIS B 8627による。</p>	表 期間成績係数		期間成績係数(APFP)	区 分			冷房能力が28kW以上35.5kW未満		1.22以上	冷房能力が35.5kW以上45kW未満		1.37以上	冷房能力が45kW以上56kW未満		1.59以上	冷房能力が56kW以上		1.70以上	調達を推進する											
表 期間成績係数		期間成績係数(APFP)																														
区 分																																
冷房能力が28kW以上35.5kW未満		1.22以上																														
冷房能力が35.5kW以上45kW未満		1.37以上																														
冷房能力が45kW以上56kW未満		1.59以上																														
冷房能力が56kW以上		1.70以上																														
N-25	送風機	プレミアム効率のモーターが使用されていること	調達を推進する																													
N-26	ポンプ	プレミアム効率のモーターが使用されていること																														

【衛生器具】				
N-27	自動水栓	電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること	調達を推進する	
N-28	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること		
N-29	大便器	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
【塗料】				
N-30	下塗用塗料(重防食)	鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと	調達を推進する	
	低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性有機溶剤の質量の割合)が5%以下であること	調達を推進する	
	高日射反射率塗料	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること	調達を推進する	
【園芸資材】				
N-31	パークたい肥	木質部より剥離された樹皮、畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること	調達を推進する	

N 公共工事(目的物)

番号	品 目	基 準	調 達 目 標	備 考
【高機能舗装】				
N-32	排水性舗装	雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること	調達を推進する	
備考)交通量が多い道路で、交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする				
N-33	透水性舗装	雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること	調達を推進する	
備考)歩行者道等において使用するものとする				
【屋上緑化】				
N-34	屋上緑化	ヒートアイランド現象の緩和、断熱効果向上等のため、建造物の屋上を緑化するものであること	調達を推進する	

N 公共工事(建設機械)

番号	品目	基準	調達目標	備考																																																																																																																									
N-35	排出ガス対策型建設機械	エンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が下表に掲げる値以下のものであること	調達を推進する																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>出力</th> <th>成分</th> <th>HC (g/kw・h)</th> <th>Nox (g/kw・h)</th> <th>CO (g/kw・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5kw～15kw未満</td> <td></td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15kw～30kw未満</td> <td></td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30kw～272kw未満</td> <td></td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>			出力	成分	HC (g/kw・h)	Nox (g/kw・h)	CO (g/kw・h)	黒煙 (%)	7.5kw～15kw未満		2.4	12.4	5.7	50	15kw～30kw未満		1.9	10.5	5.7	50	30kw～272kw未満		1.3	9.2	5.0	50																																																																																																	
		出力			成分	HC (g/kw・h)	Nox (g/kw・h)	CO (g/kw・h)	黒煙 (%)																																																																																																																				
		7.5kw～15kw未満				2.4	12.4	5.7	50																																																																																																																				
15kw～30kw未満		1.9	10.5	5.7	50																																																																																																																								
30kw～272kw未満		1.3	9.2	5.0	50																																																																																																																								
※「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること																																																																																																																													
N-36	低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が下表に掲げる値以下のものであること	調達を推進する																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P<55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103≤P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P<55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103≤P<206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206≤P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P<55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103≤P<206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P<55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P<55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103≤P<206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機</td> <td>P<55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103≤P</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アースオーガー</td> <td>P<55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">オールケーシング掘削機</td> <td>P<55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103≤P<206</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>206≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アースドリル</td> <td>P<55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>さく岩機(コンクリートブレイカー)</td> <td></td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー</td> <td>P<55</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>55≤P</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コンクリートポンプ(車)</td> <td>P<55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">コンクリート圧砕機</td> <td>P<55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103≤P<206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アスファルトフィニッシャー</td> <td>P<55</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>55≤P<103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103≤P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>コンクリートカッター</td> <td></td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気圧縮機</td> <td>P<55</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>55≤P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電発電器</td> <td>P<55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55≤P</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table>			機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P<55	102	55≤P<103	105	103≤P	105	バックホウ	P<55	99	55≤P<103	104	103≤P<206	106	206≤P	106	ドラグライン クラムシェル	P<55	100	55≤P<103	104	103≤P<206	107	206≤P	107	トラクターショベル	P<55	102	55≤P<103	104	103≤P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P<55	100	55≤P<103	103	103≤P<206	107	206≤P	107	パイプロハンマー		107	油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P<55	98	55≤P<103	102	103≤P	104	アースオーガー	P<55	100	55≤P<103	104	103≤P	107	オールケーシング掘削機	P<55	100	55≤P<103	104	103≤P<206	105	206≤P	107	アースドリル	P<55	100	55≤P<103	104	103≤P	107	さく岩機(コンクリートブレイカー)		106	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P<55	101	55≤P	104	コンクリートポンプ(車)	P<55	100	55≤P<103	103	103≤P	107	コンクリート圧砕機	P<55	99	55≤P<103	103	103≤P<206	106	206≤P	107	アスファルトフィニッシャー	P<55	101	55≤P<103	105	103≤P	107	コンクリートカッター		106	空気圧縮機	P<55	101	55≤P	105	発電発電器	P<55	98	55≤P	102
		機種			機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																																																																																							
		ブルドーザー			P<55	102																																																																																																																							
					55≤P<103	105																																																																																																																							
					103≤P	105																																																																																																																							
		バックホウ			P<55	99																																																																																																																							
					55≤P<103	104																																																																																																																							
					103≤P<206	106																																																																																																																							
					206≤P	106																																																																																																																							
		ドラグライン クラムシェル			P<55	100																																																																																																																							
					55≤P<103	104																																																																																																																							
					103≤P<206	107																																																																																																																							
					206≤P	107																																																																																																																							
		トラクターショベル			P<55	102																																																																																																																							
					55≤P<103	104																																																																																																																							
					103≤P	107																																																																																																																							
		クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン			P<55	100																																																																																																																							
					55≤P<103	103																																																																																																																							
					103≤P<206	107																																																																																																																							
					206≤P	107																																																																																																																							
		パイプロハンマー				107																																																																																																																							
		油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機			P<55	98																																																																																																																							
					55≤P<103	102																																																																																																																							
					103≤P	104																																																																																																																							
		アースオーガー			P<55	100																																																																																																																							
					55≤P<103	104																																																																																																																							
					103≤P	107																																																																																																																							
		オールケーシング掘削機			P<55	100																																																																																																																							
					55≤P<103	104																																																																																																																							
					103≤P<206	105																																																																																																																							
					206≤P	107																																																																																																																							
		アースドリル			P<55	100																																																																																																																							
					55≤P<103	104																																																																																																																							
					103≤P	107																																																																																																																							
		さく岩機(コンクリートブレイカー)				106																																																																																																																							
		ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー			P<55	101																																																																																																																							
					55≤P	104																																																																																																																							
		コンクリートポンプ(車)			P<55	100																																																																																																																							
					55≤P<103	103																																																																																																																							
					103≤P	107																																																																																																																							
		コンクリート圧砕機			P<55	99																																																																																																																							
					55≤P<103	103																																																																																																																							
					103≤P<206	106																																																																																																																							
					206≤P	107																																																																																																																							
		アスファルトフィニッシャー			P<55	101																																																																																																																							
					55≤P<103	105																																																																																																																							
103≤P	107																																																																																																																												
コンクリートカッター		106																																																																																																																											
空気圧縮機	P<55	101																																																																																																																											
	55≤P	105																																																																																																																											
発電発電器	P<55	98																																																																																																																											
	55≤P	102																																																																																																																											

N 公共工事(工法)

番号	品目	基準	調達目標	備考
N-37	低品質土有効利用工法	施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること	調達を推進する	
N-38	建設汚泥再生処理工法	施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること 再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと		
N-39	コンクリート塊再生処理工法	施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用法を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること		
N-40	法面緑化工法	施工現場における伐採剤や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること		

O 役務

番号	品目	基準	調達目標	対応している主な環境ラベル
O-1	食堂	委託契約等により営業している食堂については、以下の要件を満たすこと (1) 生ごみに関して適正な処理がなされていること (2) 繰り返し利用できる食器が使われていること	調達を推進する	
O-2	植栽管理	以下の要件を満たすこと (1) 適切な病害虫予防、雑草管理が行われていること (2) 農業について、適切に使用しかつ量や回数の削減に努めていること		
O-3	清掃	以下の要件を満たすこと (1) 手洗い用石鹸については、廃油又は動植物油脂を原料としていること (2) ごみの分別及び収集が適切に行われていること (3) 清掃に使用するワックス等の揮発性有機化合物含有量が指針値以下であること(指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする)		
O-4	害虫防除	以下の要件を満たすこと (1) 殺鼠剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること (2) 害虫等の発生・進入を防止するための措置が講じられていること (3) 殺鼠剤又は殺虫剤が適切に使用されていること		
O-5	機密文書処理	以下の要件を満たすこと (1) 製紙原料として適切な回収が実施されること (2) 機密文書の処理にあたり、各段階において機密漏洩に対する適切な処理を講じた上で、次の事項を満たすこと ア 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること イ 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが処理設備に導入されていること ウ 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われていること (3) 適正処理が行われたことを示す完了証明書が提示できること		
O-6	輸配送	契約行為において、契約書等に以下の要件を記載すること (1) 使用する自動車については次のとおりとする ア 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年6月3日法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること (2) 履行の確認に関することについては次のとおりとする 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証の提示又はその写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること (備考)履行の確認については、必要に応じて対応することとする	調達を推進する	
O-7	自動販売機設置	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること	調達を推進する	
O-8	引越輸送	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること		
O-9	会議運営	委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、以下の要件を満たすこと (1) 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙がグリーン購入推進物品に該当する場合は、当該品目に係る基準を満たすこと (2) ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、国の基本方針における印刷に係る判断の基準を満たすこと		

※ 本項の役務は、全て庁舎(市が直接所有・管理をしている建物)に関わるものに限る。

※ 輸配送の対象契約は、荷物の運搬契約、人員の輸送契約を対象とする。

P ごみ袋等

番号	品目	基準	調達目標	対応している主な環境ラベル
P-1	プラスチック製ごみ袋	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」等を満たしていること ※R3基準等の見直しあり	調達を推進する	